

大分県報

平成二十九年
号外（一〇四）
十二月二十二日

（金曜日）

目次

条 例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正……………	一
大分県地域医療再生基金条例の廃止……………	一
大分県国民健康保険条例の制定……………	一
持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備……………	四
大分県犯罪被害者等支援条例の制定……………	五
大分県中小企業活性化条例の一部改正……………	七
大分県水源地域振興基金条例の廃止……………	七
大分県都市公園条例の一部改正……………	八
大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正……………	八
大分県立学校の設置に関する条例の一部改正……………	九

〇 条 例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号

号の利用等に関する条例（平成二十七年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の項の次に次のように加える。

一の三 知事

難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に準じて行う法律上の婚姻をしている夫婦に対する不妊治療に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県地域医療再生基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十七号

大分県地域医療再生基金条例を廃止する条例

大分県地域医療再生基金条例（平成二十二年大分県条例第二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

大分県国民健康保険条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十八号

大分県国民健康保険条例

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 大分県国民健康保険運営協議会（第三条―第七条）

第三章 国民健康保険給付費等交付金（第八条・第九条）

第四章 国民健康保険事業費納付金（第十条―第二十五条）

附 則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 県が市町村とともに行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、

この条例に定めるところによる。

（用語）

第二条 この条例において使用する用語は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「施行令」という。）及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）で使用する用語の例による。

第二章 大分県国民健康保険運営協議会

（名称）

第三条 法第十一条第一項に定める協議会の名称は、大分県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

（委員の定数）

第四条 施行令第三条第五項に規定する条例で定める委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- 一 被保険者を代表する委員 三人
- 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 三人
- 三 公益を代表する委員 三人
- 四 被用者保険等保険者を代表する委員 二人以上三人以内
- 二 委員は、知事が任命する。

（会長）

第五条 協議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

二 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

三 会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代理する。

（会議）

第六条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

二 協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者を代表する委員各一人以上を含む過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

三 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第七条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮

つて定める。

第三章 国民健康保険給付費等交付金

（国民健康保険給付費等交付金の交付）

第八条 県は、法第七十五条の二第一項並びに算定政令第六条第二項及び第三項の規定により、毎年度、市町村に対して、国民健康保険給付費等交付金として普通交付金及び特別交付金を交付する。

二 前項の規定により交付する普通交付金の額は、当該年度における当該市町村による被保険者に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要した費用に同じ、知事が別に定めるところにより算定した額とする。

三 第一項の規定により交付する特別交付金の額は、当該年度における次に掲げる額の合算額とする。

一 法第七十二条第一項の規定による調整交付金（当該市町村における災害その他特別の事情に応じて交付される部分に限る。）の額

二 法第七十二条第三項の規定による交付金（当該市町村が行う被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療に要する費用の適正化等に係る取組に応じて交付される部分に限る。）の額

三 法第七十二条の二第一項の規定による繰入金（知事が別に定めるところにより、当該市町村における財政の状況その他の事情に応じた特別交付金の交付に充てられる部分に限る。）の額

四 法第七十二条の五第一項の規定による負担金（当該市町村による特定健康診査等に要する費用に係る部分に限る。）の額

五 法第七十二条の五第二項の規定による繰入金（当該市町村による特定健康診査等に要する費用に係る部分に限る。）の額

（委任）

第九条 この章に定めるもののほか、国民健康保険給付費等交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第四章 国民健康保険事業費納付金

（国民健康保険事業費納付金の徴収）

第十条 県は、法第七十五条の七第一項の規定により、年度ごとに、市町村から、国民健康

保険事業費納付金を徴収する。

2 県は、前項の国民健康保険事業費納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該市町村が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、知事が別に定めるところにより、当該市町村に対して通知するものとする。

3 第一項の国民健康保険事業費納付金の額は、算定政令、国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号）及びこの条例で定めるところにより算定した額とする。

（医療費指数反映係数の基準）

第十一条 算定政令第九条第三項の医療費指数反映係数は、零以上一以下の範囲内において、各市町村における保険料の急激な増加が抑制されるよう配慮し、知事が定める数とする。

（年齢調整後医療費指数）

第十二条 算定政令第九条第四項に規定する条例で定める年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、同項第一号に掲げる値とする。

（一般納付金所得係数の基準）

第十三条 算定政令第九条第五項に規定する条例で定める一般納付金所得係数の基準は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数とする。

一 県に係る算定政令第九条第五項第一号に掲げる額

二 算定政令第九条第五項第二号に掲げる額

2 一般納付金所得係数は、前項で定める基準に従い知事が定める数とする。

（一般納付金所得等割合）

第十四条 算定政令第九条第六項に規定する条例で定める一般納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。

（一般納付金被保険者数等割合）

第十五条 算定政令第九条第七項に規定する条例で定める一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第二号に掲げる数とする。

（一般納付金被保険者均等割指数）

第十六条 算定政令第九条第九項に規定する条例で定める一般納付金被保険者均等割指数の範囲は、零を超え一に満たない範囲とする。

2 一般納付金被保険者均等割指数は、前項で定める範囲内において知事が定める数とする。

（後期高齢者支援金等納付金所得係数の基準）

第十七条 算定政令第十条第三項に規定する条例で定める後期高齢者支援金等納付金所得係数の基準は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数とする。

一 県に係る算定政令第十条第三項第一号に掲げる額

二 算定政令第十条第三項第二号に掲げる額

2 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、前項で定める基準に従い知事が定める数とする。

（後期高齢者支援金等納付金所得等割合）

第十八条 算定政令第十条第四項に規定する条例で定める後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。

（後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合）

第十九条 算定政令第十条第五項に規定する条例で定める後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第二号に掲げる数とする。

（後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数）

第二十条 算定政令第十条第七項に規定する条例で定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数の範囲は、零を超え一に満たない範囲とする。

2 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、前項で定める範囲内において知事が定める数とする。

（介護納付金納付金所得係数の基準）

第二十一条 算定政令第十一条第三項に規定する条例で定める介護納付金納付金所得係数の基準は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数とする。

一 県に係る算定政令第十一条第三項第一号に掲げる額

二 算定政令第十一条第三項第二号に掲げる額

2 介護納付金納付金所得係数は、前項で定める基準に従い知事が定める数とする。

（介護納付金納付金所得等割合）

第二十二条 算定政令第十一条第四項に規定する条例で定める介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。

（介護納付金賦課被保険者数等割合）

第二十三条 算定政令第十一条第五項に規定する条例で定める介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第二号に掲げる数とする。

（介護納付金納付金被保険者均等割指数）

第二十四条 算定政令第十一条第七項に規定する条例で定める介護納付金納付金被保険者均等割指数の範囲は、零を超え一に満たない範囲とする。

2 介護納付金納付金被保険者均等割指数は、前項で定める範囲内において知事が定める数とする。

（委任）

第二十五条 この章に定めるもののほか、国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第八条第一項の規定による国民健康保険給付費等交付金の交付及び第十条第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（大分県国民健康保険財政調整交付金条例等の廃止）

3 次に掲げる条例は、廃止する。

一 大分県国民健康保険財政調整交付金条例（平成十七年大分県条例第五十三号）

二 大分県国民健康保険運営協議会条例（平成二十八年大分県条例第三十四号）

（経過措置）

4 前項第一号の規定による廃止前の大分県国民健康保険財政調整交付金条例の規定により交付された大分県国民健康保険財政調整交付金については、なお従前の例による。

5 当分の間、第十二条、第十三条第一項、第十四条、第十七条第一項及び第十八条の規定中「算定政令」とあるのは、「算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令」とする。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例三十九号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（大分県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部改正）

第一条 大分県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成十五年大分県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に資するため、大分県国民健康保険広域化等支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

第六条中「広域化等支援方針の作成若しくは広域化等支援方針に定める施策の実施に要する費用又は」を削り、「交付若しくは」を「交付又は」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 この条例は、平成三十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

（大分県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正）

第二条 大分県国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年大分県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この条例は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）第八十一条の二第一項の規定に基づき国民健康保険の財政の安定化を図るため設置する大分県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第六条中「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第七条中「規則で」を「知事が別に」に改め、同条を第九条とする。

第六条の次に次の二条を加える。

（基金による交付事業の要件）

第七条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第十七条第一項に規定する条例で定める特別の事情は、災害その他の知事が認める特別の事情とする。

（財政安定化基金拠出金の徴収）

第八条 知事は、算定政令第二十二条第一項の規定により、全ての市町村から、財政安定化基金拠出金（法第八十一条の二第四項に規定する財政安定化基金拠出金をいう。以下同じ。）を徴収する。

2 知事は、前項の規定により各市町村から財政安定化基金拠出金を徴収するに当たって

は、あらかじめ、当該市町村が納付すべき財政安定化基金拠出金の額を算定し、知事が別に定めるところにより、当該市町村に対して通知するものとする。

3 第一項の規定により各市町村から徴収する財政安定化基金拠出金の額は、算定政令第二十二條第二項の知事が定める額を当該市町村の被保険者（法第六條の都道府県等が行う国民健康保険の被保険者をいう。）の数に応じて知事が別に定めるところにより算定した額とする。

附則に次の一項を加える。

（経過措置）

3 当分の間、第八條第三項中「被保険者（法第六條の都道府県等が行う国民健康保険の被保険者をいう。）」とあるのは、「一般被保険者（法附則第六條の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者（法第六條の都道府県等が行う国民健康保険の被保険者をいう。））」とする。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

大分県犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四十号

大分県犯罪被害者等支援条例

目次

第一章 総則（第一条―第十二条）

第二章 基本的施策（第十三条―第二十二條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。

三 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。

四 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（県民の責務）

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する

る施策に協力するよう努めなければならない。

（民間支援団体の責務）

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市町村の役割等）

第八条 市町村は、地域の状況に応じた犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県は、市町村が犯罪被害者等の支援を行うために必要な情報の提供及び助言その他の協力をを行うものとする。

（連携体制の整備）

第九条 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に係るものと連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする。

（犯罪被害者等の支援に関する指針）

第十条 県は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する指針（以下この条において「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 犯罪被害者等の支援に関する基本方針

二 犯罪被害者等の支援に関する具体的施策

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な事項

3 県は、指針を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、指針を定めるときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

（財政上の措置）

第十一条 県は、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（施策の実施状況の公表）

第十二条 県は、毎年度、犯罪被害者等の支援に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第二章 基本的施策

（相談及び情報の提供等）

第十三条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

（経済的負担の軽減）

第十四条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日常生活の支援）

第十五条 県は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、病院等への付添い、育児等に係る援助その他の必要な施策を講ずるものとする。

（心身に受けた影響からの回復）

第十六条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス、福祉サービス及び学校における支援が提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（安全の確保）

第十七条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定）

第十八条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例（平成九年大分県条例第二十七号）第二条第一号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（雇用の安定等）

第十九条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるため、事業者に対する二次的被害の防止等に係る啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（県民の理解の増進）

第二十条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について県民の理解を深めるため、二次的被害の防止等に係る広報及び啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第二十一条 県は、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を担う人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、犯罪被害者等の支援が適切に行われるようにするため、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に係るものとの職員等に対する二次的被害の防止に係る研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第二十二条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている大分県犯罪被害者等支援推進指針は、第十条第一項の規定により定められた犯罪被害者等の支援に関する指針とみなす。

大分県中小企業活性化条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四十一号

大分県中小企業活性化条例の一部を改正する条例

大分県中小企業活性化条例(平成二十五年大分県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第二十一条」に改める。

前文中「や個人事業主」を削り、「経済環境の悪化に伴い、近年では廃業数が増加する等」を「経営者の高齢化や後継者不足により、休業業・解散の件数が高い水準にあるなど」に改め、「出てきている。」の下に「また、小規模企業は、地域における多様な需要への対応や、固有の技能及び知識による大企業等では対応が困難な製品・サービスの提供など、地域経済や県民生活を支える大切な役割を担っている。」を加え、「また、中小企業」を「加えて、中小企業」に改め、「理解し、中小企業の下に「活力の向上と小規模企業の持続的な」を加える。

第三条第四項中「小規模企業の下に「事業の持続的な発展が図られるよう」を加える

る。

第六条に次の一項を加える。

2 中小企業支援団体は、小規模企業の課題を自らの課題として捉え、小規模企業とともに、その振興に主体的に取り組むものとする。

第十二条第四号中「事業環境の整備を図る」を「働き方改革(働き方の見直しによる労働環境の整備、生産性向上等)を図る取組をいう。以下同じ。)を促進する」に改め、同条に次の一号を加える。

六 小規模企業の事業の持続的な発展を図ること。

第十四条に次の二号を加える。

六 サービス産業の生産性向上の支援

七 創造的な発想及び革新的な技術並びにこれらを有する人材の活用の促進

第十六条の見出し中「事業環境の整備」を「働き方改革の促進」に改め、同条中「事業環境の整備を図る」を「働き方改革を促進する」に改め、同条に次の一号を加える。

七 外国人材の活躍の促進

第十七条第二号中「の促進」を「及び県産商品の消費拡大の推進」に改める。

第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、第十七条の次に次の一条を加える。

(小規模企業の事業の持続的な発展)

第十八条 県は、特に小規模企業の事業の持続的な発展を図るため、次に掲げる施策その他

必要な施策を講ずるものとする。

一 小規模企業の生産性向上の支援

二 小規模企業の円滑な事業承継及び人材確保の支援

三 小規模企業の支援を行う中小企業支援団体の体制整備の支援

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県水源地域振興基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四十二号

大分県水源地域振興基金条例を廃止する条例

大分県水源地域振興基金条例(平成元年大分県条例第四号)は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四十三号

大分県都市公園条例の一部を改正する条例

大分県都市公園条例(昭和五十三年大分県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一条の四」を「第一条の五」に改める。

第二章中第一条の四の次に次の一条を加える。

(運動施設の敷地面積の基準)

第一条の五 政令第八条第一項の条例で定める割合は、百分の五十とする。

第十九条中「第五条の三」を「第五条の十一」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四十四号

大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例(平成九年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第十一条」を「(昭和二十六年建設省令第十九号。以下「法施行規則」という。)第十二条」に改める。

第十四条第一項中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 知事は、入居者(法施行規則第八条各号に掲げる者に該当する者に限る。)が次条第一項の収入に関する申告をすること及び第三十六条第一項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、当該入居者の県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第二条で定めるところにより、第三十六条第一項の規定による書類の閲覧の請求その他の法施行規則第九条で定める方法により把握した当該入居

者の収入に基づき次条第四項の規定により認定された収入(同条第五項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第二十九条において同じ。)及び当該県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第十五条第二項中「公営住宅法施行規則第八条」を「法施行規則第七条」に改め、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前条第四項の規定により第一項の収入に関する申告をすること及び第三十六条第一項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると知事が認める入居者にあつては、前項の規定にかかわらず、知事は、前条第四項の規定により把握した収入に基づき、毎年十二月一日に収入の額を認定し、当該額及び同項の規定により定めた家賃の額を入居者に通知するものとする。

第二十九条第一項及び第二項中「第十五条第三項」の下に「又は第四項」を加える。

第三十一条第一項中「第十四条第一項」の下に「又は第四項」を加える。

第三十三条第一項中「及び」を「若しくは第四項又は」に改める。

第三十六条第一項中「第十四条第一項」の下に「若しくは第四項」を加える。

第三十九条中「第十四条第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第十一条」を「第十二条」に改める。

第四十条中「第十四条第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第十一条」を「第十二条」に改める。

第四十二条第三項中「年五分の割合」を「法定利率」に改める。

第五十三条第一項中「第十四条第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、同条第三項中「」を「」に改める。

第五十四条中「第十四条第一項」の下に「若しくは第四項」を加える。

第六十条中「公営住宅法施行規則第十条」とあるのは「規則」を「同条第三項中「前項」とあるのは「第六十条において準用する第十二条第二項」に、「公営住宅法施行規則第十一項」を「公営住宅法施行規則(昭和二十六年建設省令第十九号。以下「法施行規則」という。)第十二条」に改め、「第十四条第一項」の下に「若しくは第四項」を加える。

第六十八条の四第二項中「第十四条第一項」の下に「若しくは第四項」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四十二条第三項の改正規定は、民法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十四号)の施行の日から施行する。

大分県立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四十五号

大分県立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

大分県立学校の設置に関する条例（昭和三十九年大分県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表の高等学校の部の大分県立大分南高等学校の項中「大分市大字中判田二、三七三番地一」を「大分市判田台南一丁目一番一号」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年一月六日から施行する。